

兵庫県立但馬長寿の郷 宿泊棟夢・ロッジ 宿泊約款

本約款の適用範囲

- 第1条 1、兵庫県立但馬長寿の郷宿泊棟夢・ロッジ（以下当館と表記する）が当館に宿泊を希望されるお客様または宿泊されているお客様（以下宿泊者と表記）との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習を遵守するものとする。
- 2、ただし当館の判断より前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることも可能とする。

宿泊契約の申し込み

- 第2条 1、宿泊者は当館に宿泊の予約をする際、次の申し込みをしなければならない。
- ・ 宿泊者代表氏名、連絡先。
 - ・ 宿泊日及び入り込み方法、到着予定時間。
 - ・ 宿泊人数（幼児等の宿泊料金を支払う必要のない人員であっても必ず申し出て頂かねばならない。また、宿泊人員が変更になる場合は、できるだけ早い時期に申し出て頂かねばならない）
 - ・ その他当館が必要と認める事項。
- 2、宿泊者がお申し込みの折、当館は部屋の条件や宿泊料金など必ず説明するものとする。
- 3、宿泊者が宿泊中に第1項の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は受け入れ可能な場合には新たな宿泊契約の申し込みがあったものとする。

宿泊契約の成立と清算

- 第3条 1、宿泊契約は当館が第2条の申し込みを承諾したときに成立するものとする。ただし当館が承諾しなかった場合は成立しない。
- 2、宿泊者の宿泊料金とその他ご利用の費用については、原則としてチェックイン時その全額を清算する。ただし宿泊者本人が前払いを希望する場合はこの限りではなく、また、当館の判断で事前に申込金が必要と判断した場合は、宿泊者に対して相応の金額を請求できるものとする。
- 3、後清算は原則として不可とするが、当館と宿泊者の間で合意した場合はこの限りではない。その場合は必ず支払期限を事前に約束するものとする。

宿泊契約締結の拒否

第4条 当館は次にあげる場合において、当館の判断により宿泊契約に応じない場合がある。

- ・第2条1項について当館が宿泊者の申し込み方が適当でないと判断した場合。
- ・満室（満員）による客室の余裕がない場合。
- ・宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- ・宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
- ・宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者であるとき。
- ・宿泊しようとする者が、当館もしくは当館従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- ・宿泊希望者が伝染性のある病気にかかっていると判明したとき。
- ・宿泊に関し合意的な範囲を超える負担を求められたとき。
- ・天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊していただく事が出来ないとき。
- ・兵庫県旅館業法施行条例第10条の規定に該当するとき。

宿泊客の契約解除

第5条 宿泊客は、当館に申し出て宿泊契約を解除する事が出来るが、その際下記の条項が課せられる。

- ・宿泊者の責任により、宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表1 掲げる違約金を申し受ける。
- ・宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時（あらかじめ到着予定時刻が明示されていた場合はその時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、併せて別表1に掲げる違約金を申し受ける。

当館の契約解除

第6条 1、当館では宿泊客の行為が下記の内容に相当すると判断された場合は、たとえそれが宿泊日当日でも宿泊契約を解除することが出来る。

- ・宿泊客が宿泊に関し法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為（例えば当館や他の宿泊客に対して著しく迷惑を及ぼすような行為）をするおそれがあると認められるとき。

- ・ 宿泊客が伝染性のある病気にかかっていると明らかに認められるとき。
 - ・ 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
 - ・ 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
 - ・ 当館に対して明らかに合理性を欠く負担を求められたとき。
 - ・ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊していただく事が出来ないとき。
 - ・ 兵庫県旅館業法施行条例第10条の規定に該当するとき。
 - ・ 寝室での寝たばこ、消防用施設に対するいたづら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防が必要なもの）に従わないとき。
- 2、当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときには、宿泊客が提供を受けていないサービス分の宿泊料金は収受しない。

宿泊の登録

第7条 1、宿泊客は宿泊日当日、次の事項に登録協力（利用許可申請書記入）をする。

- ・ 宿泊客の氏名、住所、電話番号
- ・ 外国人にあたっては、旅券のコピー、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- ・ 出発日、出発予定時刻
- ・ その他旅館が必要と認める事項

2、登録した事項は宿泊客の同意のもと顧客名簿として当館で保存する。

3、宿泊客が料金支払いを宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ第1項の登録時にそれらを提示していただく。

当館の利用時間

第8条 宿泊客が当館を利用できる時間は、泊日当日午後4時から翌日午前10時までとする。ただし連続して宿泊する場合には到着日及び出発日を除き、終日使用することが出来る。

利用規則の遵守

第9条 宿泊客は当館内においては館内に提示した宿泊規則を遵守する。

営業時間

第10条 1、当館の主な施設の営業時間は次の通りとする。

- ・フロント・キャッシャーサービスは22時まで

- ・附帯サービス施設

- イ、大浴場 16時から22時

- ロ、ロビー、ラウンジ 7時30分から22時

2、前項の時間は必要やむを得ない場合は宿泊者に事前の通知なく変更することがある。ただし変更内容は宿泊客に何らかの形で必ず通知又は表示する。

料金の支払い

第11条 1、宿泊料金等の支払いは通貨または当館が認めた宿泊券、クレジットカード等、またはそれに代わる方法（宿泊申し込みの折に宿泊客からの申し出が必要）により行っていただく。

2、子供料金は小学生に適用する。未就学児の方は原則として無料だが、寝具利用の場合は子供料金を申し受ける。

3、使用可能な客室を準備したにもかかわらず、宿泊客が故意に宿泊しなかった場合は契約の宿泊料金を全額申し受ける。ただし急な疾病などやむを得ない場合はこの限りではない。

当館の責任

第12条 1、当館は宿泊契約及びこれに関連する契約内容に不履行があり、宿泊客に損害を与えた場合は、その損害を補償する。ただし、それが当館の責任に帰すべき事由によるものでない時は、この限りではない。

2、当館は万一の火災等に対処するため賠償責任保険に加入している。

契約した客室が提供できない時の取り扱い

第13条 1、当館は宿泊客に契約した客室が提供できない時は、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の施設を斡旋するものとする。

2、前項の規定にかかわらず当館が他の宿泊施設に斡旋が出来ない場合は、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当する。ただし、客室の未提供について当館の責任にない場合はその限りではない。

委託等の取り扱い

- 第 14 条 1、宿泊客がフロントに預けられた物品又は現金並びに貴重品について滅失、毀損等の損害が生じた時は、それが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償する。ただし現金及び貴重品については、宿泊客が当館の求めに応じてその種類及び価額の証拠となるものを提示した場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は3万円を限度として損害を補償する。
- 2、宿泊客が、当館に持ち込んだ物品並びに貴重品でフロントにお預けにならなかったものが、当館の過失により滅失、毀損等の損害を生じた時は、当館はその損害を補償する。ただし現金及び貴重品については、宿泊客が当館の求めに応じてその種類及び価額の証拠となるものを提示した場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は3万円を限度として損害を補償する。

宿泊客の手荷物または携帯品の保管

- 第 15 条 1、宿泊客の手荷物が宿泊に先立ち当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しする。ただし危険物等は当日の持ち込みを含めこの限りでは無い。
- 2、宿泊客がチェックアウトの後、手荷物または携帯品を置き忘れていた場合は、当館は原則として所有者からの照会連絡を待ちその指示を求める。ただし所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない時は、発見日を含めて7日間保管し、その後最寄りの警察署に届ける。

駐車の実責任

- 第 16 条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車輛キーの寄託の如何にかかわらず、車輛に対する責任を負わない。ただし駐車場の管理に当たり、当館の過失で損害を与えた時は、その賠償の責めを負う。

宿泊客の実責任

- 第 17 条 1、宿泊客の故意または過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただく。
- 2、宿泊者にはお互い快適に過ごしていただくために下記の条項を遵守願う。
- ・飲酒酩酊して他の宿泊客に迷惑をかけない。

- ・大浴場入浴の際は他の宿泊客に迷惑をかけない最低限のルールを守る。
- ・過度の大声、振動、騒音はお控えいただく。

キャンセル規定 (別表 1)

	当 日	前 日	2日前	3日前	14日前	21日前	30日前
14名まで	100%	50%	30%	20%	10%		
30名まで	100%	50%	50%	30%	20%	10%	
30名以上	100%	70%	50%	50%	30%	20%	10%